

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する ガイドラインの改定等に係る検討会（第4回）

日 時：令和4年6月2日（木）13:00～14:10

形 式：オンライン会議

議 事：

1. 地方公共団体情報セキュリティ対策の経緯について
2. 地方公共団体のガバメントクラウド利用に関する検討状況について
3. 本検討会の検討事項と今後のスケジュールについて
4. 地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針（仮称）について

○：構成員 ●：総務省(事務局) ■：デジタル庁

1. 地方公共団体情報セキュリティ対策の経緯について
(意見、質問等なし)

2. 地方公共団体のガバメントクラウド利用に関する検討状況について

○：先行団体の中には、多様な規模の地方公共団体があり、地方公共団体の規模に応じて、要求事項が異なることが想定されるが、こういった差異をどのように仕様等に反映する想定か。

■：アプリケーションの機能要件に関する規模別の差異は、制度主管府省で策定している業務別の標準仕様書に反映している。一方、非機能要件は、IPAの取りまとめた内容を参考にしながらデジタル庁より示しているところで、先行事業で検証中である。なお、現時点で大きな課題は指摘されていないが、先行事業を通して見直しについても検討している。

○：地方公共団体からガバメントクラウドへのネットワーク接続について、専用線を使って接続するとのことだが、地方では回線コストやスピードの問題が出てくると思う。また、地方のデータセンターを運営しているような事業者が ISMAP に準拠することは難しいと考えており、地方の情報産業衰退につながるのではないか。今後、ISMAP のライト版のようなものを策定して、多様な事業者が参画できるようにできないか。

■：先行事業については、専用回線(IP-VPN、広域イーサネット)をつないでやっている。ガバメントクラウドとの接続方法については、LGWAN 回線を使用する案と、ガバメントクラウド接続サービスという形で端末装置からガバメントクラウドの接続点までをサービスとして提供する2つの案を考えており、今後、夏までに具体的にどのような形でつないでいくかということを検討している。いずれの場合においても、マイナンバー利用事務系を扱うため、セキュリティの観点からも専用回線での接続を考えている。

また、ISMAP は国における機密性2(個人情報相当)の管理基準であり、マイナンバー利用事務系を想定した管理基準としては適切であると考えている。一方、ISMAP ライト版となると、個人情報よりも機密性の低い情報を想定した管理基準となると想定されるため、ユースケースが発生した際に策定されるものとする。

地方の情報産業がどうなっていくかという点について、経済合理性を検討した上で、地方公

共団体がガバメントクラウド以外の選択肢も取り得ることをお示ししている。今後、ガバメントクラウドになっていくことによって、運用面におけるサービスのウェイトが増えてくるため、地域のベンダのニーズが増していくことも考えられる。

- ：運用面でのサービスが増加したとしても、地方のベンダからするとあまり利益がない。地方の情報産業をどう育成していくかという観点が必要。東京中心に物事を考えられていると感じている。なお、ガバメントクラウド利用は努力義務とのことだが、地方公共団体の判断によっては、オンプレミスでの運用を選択することも可能か。
- ：努力義務として法律上記載している。ただ、地方公共団体がガバメントクラウドを利用しないことに対する説明責任はある。地方公共団体が仮にオンプレミスという選択肢を採った場合には、費用対効果の面でガバメントクラウドよりメリットがあることの説明が必要になる。

3. 本検討会の検討事項と今後のスケジュールについて

- ：ガバメントクラウド上に構築されたマイナンバー利用事務系のシステムと LGWAN 接続系、インターネット接続系などとの連携は今後どのようなようになっていくか。
- ：今回の検討では、当面の対応として、標準化対象であるマイナンバー利用事務系の 20 業務のクラウド上での扱いを検討するものである。

- ：地方公共団体はマイナンバー利用事務系以外にも多種多様なシステムを運用している。地方公共団体が対応しやすいよう、今後の方針等は早期に公表してもらいたい。
- ：承知した。

- ：クラウド・バイ・デフォルトの原則に従って、地方公共団体がクラウドを選択しやすくなる指針にしてほしい。現場の職員が分かりやすい指針としてほしい。
- ：全体の体系整理の中で、分かりやすい指針となるよう留意したい。

- ：今回、標準仕様を策定するならば、大規模災害時などに他の地方公共団体による事務代行ができるよう仕様書の統一化を進めて欲しい。
- ：ご意見として承知した。

4. 地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針（仮称）について

- ：指針が JIS Q 27017 に基づくことは妥当だと考えている。地方公共団体にとってクラウドに移行することの大きな変化の 1 つが、可用性の確保である。クラウドに障害が発生した際に、業務をどのように維持、縮小するかを検討する必要がある。緊急時対応計画に記載することを整理してほしい。また、クラウド上のデータが消失するリスクを考慮して、バックアップに関する対策も検討してほしい。
- ：障害時の対応、バックアップの確保方法についても検討していきたい。

- ：物理的セキュリティに関しては、地方公共団体の負担が軽減されるように、ガバメントクラウドの事業者が確認するような役割分担を検討してほしい。また、アプリケーションのアクティベーションをするためにインターネット通信が必要なケースもあることを考慮してほしい。
- ：ガバメントクラウドを利用することによって対応できる事項については、デジタル庁と調整の上、お示ししていきたい。また、具体的な場合を想定して、他の領域との通信を認めるか検討していきたい。現在の指針では、JISに準拠した形で列挙しているが、今後、ガバメントクラウドの具体化を踏まえた見直しも必要になると考えている。

- ：インシデント発生時の体制について、地方公共団体とガバメントクラウドベンダの間にデジタル庁が入るため、どういった体制、経路で情報を共有するかを考える必要がある。
- ：ご指摘のとおり、関係者が増えることで情報連絡体制が複雑になるため、連絡体制のフロー等を整理する必要があると考えている。

- ：保守端末を踏み台にしてクラウドサービスへ侵入されて攻撃を受けるケースが増えている。ASPやCSPは必ずしもセキュアな環境から保守作業をするわけではないことを想定すると、脆弱性への対策が必要である。保守を行う端末や保守要員の要件についても検討する必要があるのではないか。
- ：承知した。

- ：クラウド上での暗号化消去を基本に考えるならば、誰が消去できるのか、第三者によって消去されてしまうリスクはないのか、運用と留意点は検討する必要がある。
- ：承知した。

- ：ガイドラインや指針が多岐にわたるため、何からどの順番で参照すべきか等、地方公共団体を取り扱いやすいように構成して欲しい。
- ：承知した。